

三重県国民保護計画の変更(新旧対照表)

番号	該当頁	都道府県計画該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
1	4	第1編 第1章 5表1-1 「緊急対処事態」の項	用語の定義の修正	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する 明白な危険 が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において 武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する 明確な危険 が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの	表現の適正化 (事態対処法第25条及び国民の保護に関する基本指針を参照)
2	5	第1編 第1章 5表1-1 「指定行政機関」の項	用語の定義の修正	国土交通省、国土地理院、 観光庁 、気象庁、海上保安庁	国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁	観光庁の設置に伴い、「指定行政機関」の定義を修正
3	15	第1編 第4章 (2)図1-3	各都市の月別平均気温及び降水量(平均値)の図の整理	(削除)(国民保護計画資料編等に記載)	図1-3 各都市の月別平均気温及び降水量(年平均値)の図	記載事項の修正 (国民保護計画資料編等で整理)
4	16	第1編 第4章 (3)図1-4	市及び郡部における年齢別人口及び人口割合の図の整理	(削除)(国民保護計画資料編等に記載)	図1-4 市及び郡部における年齢別人口及び人口割合の図	記載事項の修正 (国民保護計画資料編等で整理)
5	16	第1編 第4章 (3)図1-5	市及び郡部における人口増加率の図の整理	(削除)(国民保護計画資料編等に記載)	図1-5 市及び郡部における人口増加率の図	記載事項の修正 (国民保護計画資料編等で整理)
6	17	第1編 第4章 (5)図1-6	主な道路網の図の整理	図1-3	図1-6	表現の適正化 (図の削除により、図番号を整理)
7	19	第1編 第4章 (6)図1-7	鉄道路線及び港湾位置図の整理	図1-4	図1-7	表現の適正化 (図の削除により、図番号を整理)
8	20	第1編 第4章 (7)図1-8	自衛隊施設位置図の整理	図1-5	図1-8	表現の適正化 (図の削除により、図番号を整理)
9	26	第1編 第6章 図1-9	地域防災計画等との関係の図の整理	図1-6	図1-9	表現の適正化 (図の削除により、図番号を整理)

番号	該当頁	都道府県計画該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
10	31	第2編 第1章 第1 2(4)	「職員への連絡手段の確保」の整理	県の幹部職員等は、	県の幹部職員、 防災危機管理部職員 等は、	表現の適正化
11	31	第2編 第1章 第1 2(5)	「職員の参集が困難な場合の対応」の整理	県の幹部職員等が、	県の幹部職員、 防災危機管理部職員 等が、	表現の適正化
12	35	第2編 第1章 第2 3(1)	「広域応援体制の整備」の整理	広域相互応援に関する協定に基づき	「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」、「紀伊半島三県災害時等応援に関する協定」等の相互応援協定に準じ	広域応援協定に係る表現の整理 (協定名の変更の可能性を考慮し、固有名詞を削除。)
13	38	第2編 第1章 第3 (2)	「通信体制の確保に当たっての留意事項」の整理	(削除)	また、多重マイクロ回線の増強、ブロードバンドネットワークの活用等により、データ通信が可能な通信システムを構築し、活用する。	表現の適正化
14	41	第2編 第1章 第4 4(1)	「安否情報の報告」の整理	内容を安否情報の収集及び提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を用いて	安否情報報告書により報告を	安否情報システムの運用開始に伴う整理
15	42	第2編 第1章 第4 6(2)	「被災情報収集のための準備」の整理	県が定める方法	資料編に定める様式等	表現の適正化
16	60	第3編 第1章 3図3-1	「危機発生時のフローチャート」の整理	別添(見直し後)参照	別添(現行の表現)参照	表現の適正化 (計画本文との整合を図れるようにフローチャートを修正)
17	64	第3編 第2章 1表3-2 「防災危機管理部」の項 9つ目の・	「県対策本部各部の主要な事務又は業務」の整理	(削除)	・市町等に対する応援等に関すること。	防災危機管理部の主要な事務又は業務の整理(削除)

番号	該当頁	都道府県計画該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
18	64	第3編第2章1表3-2「政策部」の項	「県対策本部各部の主要な事務又は業務」の整理	・テレビ会議システムの運用に関すること。 ・三重県情報ネットワークの通信確保に関すること。 ・安否情報の提供に関すること。 ・市町に対する行政支援に関すること。	(新規)(5つ目の・次に追加)	政策部の主要な事務又は業務の整理(追加)
19	68	第3編第2章1	(新規)現地調整所の設置	(9) 現地調整所の設置(防災危機管理部) 知事又は市町長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、県警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。	(新規)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、現地調整所の設置について規定
20	69	第3編第3章1(2)	(新規)合同対策協議会について規定	イ 県は、国の現地対策本部長により国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。	(新規)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、合同対策協議会について規定
21	69	第3編第3章1(2)	「国の現地対策本部との連携」の整理	ア 県は、法第24条第2項により武力攻撃事態等現地対策本部(以下「国の現地対策本部」という。)が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、国の現地対策本部と緊密な連携を図る。	県は、法第24条第2項により武力攻撃事態等現地対策本部(以下「国の現地対策本部」という。)が設置された場合には、連絡員を派遣すること等により、国の現地対策本部と緊密な連携を図る。	表現の適正化 (合同対策協議会について新たに規定したことによる整理)
22	71	第3編第3章5(1)ウ	「都道府県間の応援」の整理	広域相互応援に関する協定	「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害時等応援に関する協定」に準じた武力攻撃災害時相互応援に関する協定等	広域応援協定に係る表現の整理 (協定名の変更の可能性を考慮し、固有名詞を削除。)
23	93	第3編第6章2(2)	他の都道府県知事に対する応援の求め	広域相互応援に関する協定	「中部9県1市災害応援に関する協定」、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「紀伊半島三県災害時等応援に関する協定」に準じた武力攻撃災害時相互応援に関する協定等	広域応援協定に係る表現の整理 (協定名の変更の可能性を考慮し、固有名詞を削除。)
24	98	第3編第7章1(1)	安否情報の収集	(削除)	平素から把握している	表現の適正化

番号	該当頁	都道府県計画該当部分	項目名	見直し後	現行の表現	見直しの必要性
25	98	第3編 第7章 2	「総務大臣に対する報告」の整理	の内容を、安否情報システムを用いて消防庁に対し行う。	に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで消防庁に送付する。	安否情報システムの運用開始に伴う整理
26	100	第3編 第7章 5図3-9	安否情報の収集に関する措置関連図の整理	(削除)	(メール、FAX)	安否情報システムの運用開始に伴う整理
27	110	第3編 第8章 第3 1(3)	「退避の指示に伴う措置」の整理	住民への伝達を速やかに実施する… …住民が十分に了知できる方法で	住民への伝達を 広報車等により 速やかに実施する… … 広報車、立看板等 住民が十分に了知できる方法で	表現の適正化
28	120	第3編 第10章 (1)エ	「被災情報の収集及び報告」の整理	(削除)	資料編に定める様式に従い、電子メール、FAX等により	表現の適正化
29	120	第3編 第10章 (2)	「市町及び指定地方公共機関による被災情報の報告等」の整理	県が定める方法により	県が消防庁に報告を行う方法に準じ	表現の適正化
30	137	第5編 2	「緊急対処事態における警報の通知及び伝達」の整理	緊急対処事態において、国の対策本部長は 攻撃による被害 又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲を 決定することとされている ことを踏まえ、	緊急対処事態においては、国の対策本部長 により、攻撃の被害 又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が 決定される ことを踏まえ、	表現の適正化

図3-1 危機発生時のフローチャート

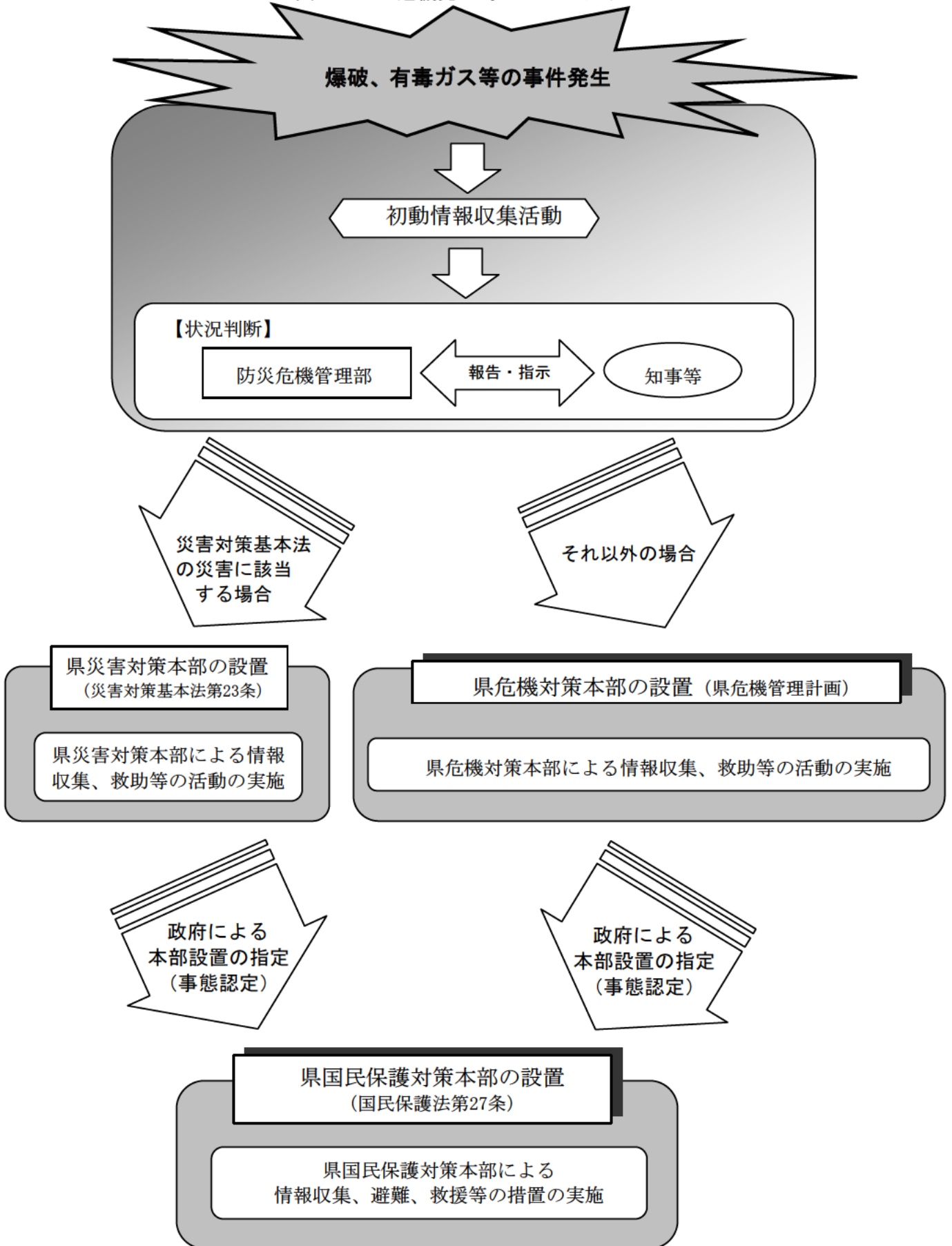


図3-1 危機発生時のフローチャート

